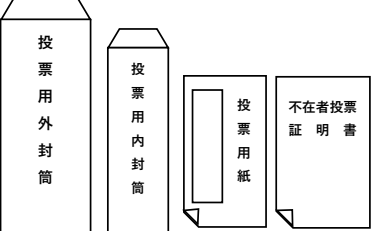


選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会 (江田島市)	選挙人	不在者投票を行う市区町村の選挙管理委員会
<p><b>江田島市の選挙人名簿に登録される条件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江田島市に住民票がある方 (ただし、江田島市から広島県内の他市町に転出して4ヶ月以内であれば登録地は原則江田島市になります。また、江田島市へ転入の場合は、選挙人名簿の登録基準日(告示日の前日)の時点で江田島市に転入届を提出して3ヶ月を経過していることが条件になります。)</li> </ul> <p>直接又は郵送等で投票用紙を請求</p> <p>不在者投票証明書、投票用紙、投票用封筒(2種類)を</p>  <p><b>開封厳禁</b>と書かれた封筒に入れて告示日の前日以降に宣誓書・請求書に記載された住所へ郵送します。</p>	<p>不在者投票宣誓書・請求書入手する。</p> <p><b>【入手方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>江田島市のホームページからダウンロードする。</li> <li>最寄りの市区町村選挙管理委員会でする。</li> </ul> <p>不在者投票宣誓書・請求書への記入事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>性別</li> <li>生年月日</li> <li>送付先住所</li> <li>連絡先電話番号</li> <li>選挙人名簿に記載された住所</li> <li>当日投票できない理由</li> </ol> <p>◎ポイント1 投票用紙等の請求は、<u>投票日の前日まで</u>しかできません。 FAXによる請求はできません。</p> <p>選挙管理委員会から送付された封筒の中に<b>開封厳禁</b>と書かれた封筒が入っています。 <u>この開封厳禁と書かれた封筒(投票用紙が入った封筒)を不在者投票を行う選挙管理委員会へ持っていきます。</u></p> <p>◎ポイント2 <b>開封厳禁</b>と書かれた封筒は、<u>開封せずそのまま投票をしようとする市区町村の選挙管理委員会へ持って</u>いってください。 誤って開封した場合、投票できなくなる場合があります。</p>	<p>不在者投票を行う市区町村へ事前にお問い合わせください。</p> <p>◎ポイント3 不在者投票を行う市区町村へ事前にお問い合わせください。 なお、送付先の住所以外の市区町村の選挙管理委員会でも投票は可能です。</p> <p>市区町村の選挙管理委員会職員の立会いのもと不在者投票を行います。投票を行った市区町村の選挙管理委員会から選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ投票用紙を送付いたします。</p> <p>◎ポイント4 投票は、市区町村の執務時間内にしか行うことができません。例外として、当該市区町村で期日前投票が行われる場合に限り、時間外でも投票可能です。<u>必ず、事前にそれぞれの選挙管理委員会へご確認ください。</u></p>